

第 2 3 1 回
福岡県都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 1 1 月 2 日
ホテルレガロ福岡

午前 10時29分 開会

(山本都市計画課長補佐) 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の山本と申します。

現在、22名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

次に、次第の配付資料一覧にあります資料の御確認をお願いします。本日の資料は全部で6点ございます。

まず、本日の第231回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「第231回福岡県都市計画審議会議案」と書かれたA4判縦長の冊子でございます。

2点目は、A3判横長の冊子で、「第231回福岡県都市計画審議会委員用資料」でございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、当審議会の委員名簿、審議会条例及び配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして全部で6点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長が行うことになっております。

では、武居会長、よろしく申し上げます。

(武居会長) おはようございます。それでは、定足数に達しておりますので、第231回福岡県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただきますので、御了承願います。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されてマイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言くださいますようお願いいたします。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会議場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規定第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員2名に交代がありましたので御紹介いたします。

関係行政機関の職員である2号委員として、九州農政局長の石井俊道様。本日は代理として、隅田様においでいただいております。隅田様、一言御挨拶いただけますでしょうか。
(石井代理委員) 今日石井局長が出席するのが本来でございますが、私が代理ということで、九州農政局農村計画課長補佐をしております隅田といいます。よろしく願いいたします。

あわせて、10月1日の異動で前任の金丸局長から、今、お話いたしました石井局長に代わっておりますので、この場をかりまして報告させていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

(武居会長) ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく2号委員として、福岡県警察本部長の高木勇人様。本日は代理として、坂田様においでいただいております。坂田様、一言御挨拶いただけますでしょうか。
(高木代理委員) おはようございます。警察本部長、高木の代理です。交通規制課長をしております坂田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

(武居会長) どうぞよろしくお願いいたします。

では、審議に入ります。

さて、本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の3件の議案ということですが、関連性がありますことから、事務局から一括してお諮りしたいとのことですので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

では、幹事であります県都市計画課長の方から説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

(酒井幹事) 都市計画課長の酒井でございます。

それでは、第3796号議案から第3798号議案までの3議案につきまして、お手元のA3判の委員用資料及び前面スクリーンで一括して説明させていただきます。これらの議案は、久留米市の市町合併により市域内に生じた建築規制や土地利用のルールの違いにつきまして、その解消を目指す市の方針を踏まえたもので、田主丸・城島両地区に関する都市計画区域の指定及び変更、並びに、それに伴う筑後都市圏の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございます。

議案の説明に入る前に、都市計画区域と準都市計画区域について説明させていただきます。

委員用資料1ページをお開きください。

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるとして指定された区域のことです。都市計画区域の指定は、土地利用をコントロールすることにより秩序ある土地利用の実現を目指すとともに、効率的な公共投資を行い、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的として行うものことです。

一方で、準都市計画区域とは、都市計画区域外において土地利用の整序や環境の保全の必要があるとして指定された区域のことです。

資料1ページの右側の図に、福岡県における準都市計画区域の現在の指定状況を青色でお示ししております。田主丸地区については、地区の北側が準都市計画区域、南側の山地部が白色で示す都市計画区域外のその他の区域となっております。城島地区については、全域が準都市計画区域となっております。

次に、資料1ページの左下を御覧ください。都市計画区域と準都市計画区域の制度の主な違いを表でお示ししております。

本議案の対象地区である田主丸・城島両地区は、現在、大部分が準都市計画区域です。この区域では、表の右側に赤字で示しておりますとおり、定めることができない都市計画がございます。田主丸・城島両地区が都市計画区域に指定されることで、表の左側に示しておりますとおり、道路や公園等の都市施設、土地区画整理事業等の市街地開発事業、地区計画といった種々の都市計画を定めることができるようになります。

それでは、各議案の説明に入らせていただきます。委員用資料2ページ、左上の図を御覧ください。

現在、都市計画区域マスタープランは、赤文字を赤枠で囲って示しております福岡都市圏、北九州都市圏、筑豊都市圏及び筑後都市圏の4都市圏ごとに定めております。また、都市計画区域は、黒文字を黒枠で囲って示しております13区域でございます。

資料2ページの左下が久留米市の概要です。平成17年に周辺の田主丸町、北野町、城島町、三潴町の4町と合併し、現在の久留米市となっております。人口は約30万人です。平成20年には中核市に移行しております。

資料2ページの右上を御覧ください。久留米市の都市計画の現状は、線引き都市計画区

域、非線引き都市計画区域、準都市計画区域、山地等のその他の区域が混在しております。市町合併後においても、市域の中で建築規制や土地利用のルールに差異がある状況でございます。そのため、久留米市では平成24年に策定した久留米市都市計画マスタープランの中で、将来的には区域区分制度の全市域への適用を目標とするものの、段階的な措置として準都市計画区域について、非線引き都市計画区域への移行を目指すことを定めております。

資料2 ページの右下を御覧ください。先ほど説明いたしました久留米市の方針を踏まえ、田主丸地区については、黄色で示す非線引き都市計画区域を田主丸都市計画区域として新たに指定するものです。なお、隣接の北野大刀洗都市計画区域とは筑後川で分断され、交流が薄いことから、単独で田主丸都市計画区域を指定するものです。城島地区については、隣接する非線引き都市計画区域の筑後中央広域都市計画区域を変更し、これに加えるものです。

また、これらの都市計画区域の指定及び変更に伴い、筑後都市圏都市計画区域マスタープランについても必要な変更を行うものです。

以上が、今回お諮りする三つの議案の概要でございます。

それでは、詳細につきまして、議案番号順に説明させていただきます。初めに、田主丸都市計画区域の指定についてでございます。

委員用資料3 ページをお開きください。

田主丸地区につきましては、非線引き都市計画区域として新たに指定するものであり、指定する範囲は田主丸地区の全域でございます。

資料3 ページの左が田主丸地区の現況の写真でございます。赤枠で囲まれた範囲が田主丸地区を示しております。田主丸地区は久留米市東部に位置し、北側は筑後川に面し、南側は耳納山地を含む地域で、市の中心街とは黄色の線で示す国道210号やJR久大本線等の交通網で接続しております。

資料3 ページの右が田主丸地区の中心部の写真でございます。田主丸地区の中心部は、田主丸総合支所、JR田主丸駅を中心に市街地が広がっており、周辺には農地が広がっているのがお分かりいただけると思います。

資料3 ページの右下を御覧ください。参考までに、本議案と並行して手続を進めております久留米市決定の用途地域の案について紹介いたします。久留米市では、より望ましい市街地の形成を誘導するために、田主丸地区の中心部に第一種住居地域や近隣商業地域等

の用途地域を指定し、建築物の用途や建蔽率、容積率、高さなどに制限を加えることとしております。

続きまして、二つ目の議案であります筑後中央広域都市計画区域の変更について説明いたします。

委員用資料の4ページをお開きください。

城島地区につきましては、隣接する非線引き都市計画区域の筑後中央広域都市計画区域を変更し、これに加えるものです。今回新たに加える範囲は、城島地区の全域でございます。

資料4ページの左が城島地区の現況の写真でございます。赤枠で囲まれた範囲が城島地区を示しております。城島地区は久留米市西部に位置し、北側は筑後川を挟み佐賀県と、南側は大川市及び大木町と接する地域で、隣接する三潴地区や大川市とは、黄色の線で示す主要地方道久留米城島大川線や国道385号等の交通網で接続しております。

資料4ページの右が城島地区の中心部の写真でございます。城島地区の中心部は城島総合支所を中心に市街地が広がっており、周辺には農地が広がっているのがお分かりいただけると思います。

資料4ページの右下を御覧ください。参考までに、本議案と並行して手続を進めております久留米市決定の用途地域の案について紹介いたします。久留米市では、より望ましい市街地の形成を誘導するために、城島地区の中心部に第一種住居地域や近隣商業地域等の用途地域を指定し、建築物の用途や建蔽率、容積率、高さなどに制限を加えることとしております。

続きまして、三つ目の議案であります筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について説明いたします。

委員用資料5ページをお開きください。

筑後都市圏都市計画区域マスタープランの変更について、概要を説明いたします。田主丸都市計画区域の指定、及び、筑後中央広域都市計画区域の変更に伴い、筑後都市圏都市計画区域マスタープランを変更するものです。変更の趣旨につきましては、筑後都市圏の範囲に田主丸・城島両地区を追加し、下の表に示しますように、都市計画区域の数を4区域から5区域へ、非線引き都市計画区域の数を2区域から3区域へ変更する形式的な変更でございます。

資料5ページの左下に変更後の筑後都市圏の範囲図を示しております。

最後に、本日の三つの議案に係る手続の流れを説明させていただきます。資料5ページの右上を御覧ください。田主丸都市計画区域の指定と筑後中央広域都市計画区域の変更に係る手続の流れをお示ししております。これらの二つの原案につきまして、久留米市への意見照会を経て、本日、審議会へお諮りしております。なお、市からの意見につきましては、意見なしとの回答を得ております。

今後の予定でございますが、本日御審議いただき、御了承頂きました後には、国土交通大臣との協議を経て、後ほど、説明いたします筑後都市圏都市計画区域マスタープランの変更と同時に、来年3月頃の告示を予定しております。

資料5ページの右中段に、筑後都市圏都市計画区域マスタープランの変更に係る手続の流れをお示ししております。原案の閲覧を4月10日から24日までの2週間行い、閲覧者はなく、公述申出もなかったことから公聴会は中止しております。また、法定縦覧を8月1日から15日までの2週間行いましたが、縦覧者も意見の提出もございませんでした。その後、市への意見照会を経て、本日、審議会へお諮りしております。なお、市からの意見につきましては、意見なしとの回答を得ております。

今後の予定でございますが、本日御審議いただき、御了承頂きました後には、国土交通大臣との協議を経て、先ほど、説明した都市計画区域の指定及び変更と同時に、来年3月頃の告示を予定しております。

資料5ページの右下に、先ほど、参考に紹介しました久留米市決定の用途地域等の決定及び変更に係る手続の流れを併せて示しております。市の都市計画審議会につきましては、10月10日に終えており、県決定分と同様に、来年3月頃の告示を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) 御説明ありがとうございました。

本日は久留米市さんがお見えになっていますが、何かつけ加えられることはありますか。よろしいですか。それでは、何か質問がありましたら、具体的なことでお答えいただければと思います。

では、ただいまの説明を踏まえた上で、御質問や御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

1番、寺町委員。マイクをお願いします。

(寺町委員) 1番の寺町です。一つだけ確認させていただきたいことがあります。資料の80ページの「将来における都市構造」というところで、人口指標、商業指標、交通指標がそ

それぞれ記載されているんですけども、今回の都市計画区域の追加に対して、ここの指標は変えないでいいのかどうかを確認のため教えてください。多分、今年の1月に決定しているから、そのときに既に検討済みだとは思いますが、念のため。

(武居会長) お願いいたします。

(酒井幹事) お答え申し上げます。都市計画区域のマスタープランに関しましては、おっしゃるとおり、この1月に変更しております。

今回の都市計画区域のマスタープランでございますが、筑後都市圏全体として広域的な視点から記載しているものでございますので、田主丸・城島地区について今回、加えるということですが、もともとの記載が全般的に当てはまっているものでございますので、こういったところの変更はございません。

(寺町委員) 分かりました。ありがとうございます。

(武居会長) その他に御質問や御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

本日の審議は以上ですが、ここで、運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、1番の寺町委員と8番の坂井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会につきましては、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10時49分 閉会

以上のとおり、第231回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員